

地域再生計画

1. 地域再生計画の名称

蛍舞う清流と共生するふるさと防府再生計画

2. 地域再生計画の作成主体の名称

防府市

3. 地域再生計画の区域

防府市の全域

4. 地域再生計画の目標

防府市は、山口県の中央部に位置し、県内有数の製造品出荷額を誇る人口118,613人（平成17年4月1日現在）、面積188.59平方キロメートルの産業都市であり、市域の中心を流れる中国地方屈指の清流佐波川（一級河川）、緩やかな稜線の大平山や急峻な岩峰の右田ヶ岳など個性的な北部の山々、海岸線が美しく穏やかな瀬戸内海など、水と緑の豊かな環境に抱かれて発展してきた。

中でも佐波川は、流域に歴史と文化を刻みながら防府平野を潤し、人々の暮らしを育んできた母なる川であり、豊富で多様な生物と清冽で豊かな水をたたえている。その河川空間は、ホタル狩りやアユ釣り、子供たちの水遊びや探鳥の場として広く親しまれており、市民が最も愛する場所の一つである。また、佐波川の伏流水は上水道の水源となり、豊富な水量から水不足に悩まされることなく、市民に「おいしい水」を供給している。

本市では、総合計画において「美しい環境創造」を重点プロジェクトに掲げ、恵まれた自然環境と調和したまちづくりを推進するため、自転車にやさしいまちづくりや緑化推進事業等の多様な事業を展開している。水環境についても、佐波川の清流を守りぬき後世に引き継いでいくため、上流域の徳地町と共同して「佐波川清流保全条例」を制定し、行政、市民、事業所が一体となって清流保全に取り組んでいくこととしている。また、市民団体による河川愛護、河川学習等の継続した活動に加え、平成16年には、「小野水辺の楽校空間利用を考える会」の設立による水生生物観察会等の実施や学、民、産、官で組織された「サイクルツアー推進協議会」のもとでの市民参加型ワークショップ「佐波川物語」の開催等、新たな活動もスタートしたところである。

一方、本市の汚水処理人口普及率は、68.4%（平成16年度末）と全国平均、山口県平均に比べ依然低い水準にあり、佐波川支川は著しい水質汚濁の状況が

続いていることから、佐波川の清流やその伏流水への影響が懸念されている。加えて、佐波川から分水し市内を網の目のように流れる水路や中小河川の水も、下水道未整備地域等で水質が悪化し、閉鎖性水域である瀬戸内海に流れ出ている状況であり、健全な水循環を再生し街にみずみずしさを取り戻すためには、水質汚濁の最大の原因である生活排水対策が重要な課題となっている。

このため、交付金を活用して污水处理施設整備を促進し、佐波川の清流を守りぬくとともに、市内を流れる河川、水路に清流を取り戻し、きれいな水の恵みを安心して享受できる環境を創出する。

また、水や自然に親しめる空間づくりや水環境に対する市民の意識の高揚を図るとともに、市民参画による水環境の保全や魅力創造を推進するため、佐波川や河川・水路の清掃活動、ホタル保護活動、森林整備活動、ラブ・リバー活動等の多様な取り組みを支援し、市民と行政のパートナーシップを深め、ホタル舞う清流をシンボルとする人と自然が共生する都市を築いていく。

併せて、環境分野にとどまらず、まちづくりの多様な分野においても市民の知識や技術、意欲を結集していく必要があることから、市民活動拠点施設の整備などにより、市民活動の裾野の拡大と活発化を促進し、市民がまちづくりに主体的な力を発揮し、誇りと愛情をもって暮らすことのできるふるさと防府の再生を目指す。

(目標 1) 污水处理施設の整備の促進

- ・防府市の污水处理人口普及率を68.4%から80.0%に向上する。

(目標 2) 公共用水域の水質改善

- ・佐波川支川である剣川のBODを 3.6mg/l から佐波川本流の環境基準値 2.0mg/l (A類型) まで改善する。
- ・市街地東部を流れる勘場川のBODを 7.3mg/l からC類型の環境基準値 5.0mg/l まで改善する。

(目標 3) 市民活動の推進

- ・市民活動拠点施設の目標年間利用者数を1万人とする。

5. 目標を達成するために行う事業

5-1 全体の概要

污水处理施設整備交付金を活用し、市街化区域における公共下水道認可区域(平成19年8月20日認可済)においては、公共下水道の管渠整備を推進し、認可区域内における普及拡大を図るとともに、公共下水道認可区域以外の防府市全域においては、浄化槽(個人設置型)設置を促進し、きれいな水の恵みを安心して享受できる環境を創出する。

また、佐波川や河川・水路の清掃活動、ラブ・リバー活動等を支援し、自然との共生を進めるとともに、市民活動拠点施設の整備などにより、市民の自主的・主体的活動や行政との協働を促進し、地域の活力を増進する。

5-2 法第5章の特別の措置を適用して行う事業

汚水処理施設整備交付金を活用する事業

整備箇所等は、別添の整備箇所を示した図面による。

[事業主体]

- ・いずれも防府市

[施設の種類]

- ・公共下水道、浄化槽（個人設置型）

[事業区域]

- ・公共下水道 防府処理区
- ・浄化槽（個人設置型） 公共下水道認可区域以外の防府市全域

[事業期間]

- ・公共下水道 平成17年度～21年度
- ・浄化槽（個人設置型） 平成17年度～21年度

[整備量]

- ・公共下水道 ϕ 200～600 21,000m
- ・浄化槽（個人設置型）

(単位：基)

	5人槽	7人槽	10人槽	計
平成17年度	93	86	7	186
平成18年度	153	111	9	273
平成19年度	102	85	5	192
平成20年度	132	82	6	220
平成21年度	132	82	6	220
計	612	446	33	1,091

なお、各施設による新規の処理人口は下記の通り。

- ・公共下水道 約11,800人
- ・浄化槽（個人設置型） 約3,600人

[事業費]

公共下水道	3,034,000千円 (うち、交付金 1,517,000千円)
浄化槽（個人設置型）	408,928千円 (うち、交付金 136,309千円)
合計	3,442,928千円 (うち、交付金 1,653,309千円)

5-3 その他の事業

5-3-1 基本方針に基づく支援措置

該当なし

5-3-2 独自の取り組み

地域再生法による特別の措置を活用するほか、防府浄化センター水処理施設の増設や汚水中継ポンプ場の建設等を公共下水道事業により整備する。また、佐波川の水質に影響を与える流域として佐波川清流保全条例で定めた区域については、より一層の浄化槽（個人設置型）設置を促進するため、市単独による5万円／基の上乗せ補助を行う。さらに、汚水処理施設の整備に併せ、以下の事業を総合的かつ一体的に行うものとする。

(1) 水環境保全の推進

○佐波川一斉清掃、河川・水路の清掃活動

毎年7月の河川愛護月間に、地域住民や多様な団体の参加のもと、5,000人規模の清掃活動が行われており、主催団体への支援や市職員の積極的参加を促進する。

また、毎年、春と秋に、市内の河川や水路の土砂や汚泥の除去、清掃を自治会単位で行っており、ごみや汚泥の収集・運搬等の支援を継続し、きれいな川づくりに努める。

○佐波川上流の森林整備活動

佐波川上流域において、市、水道局、上流域の徳地町で連携し森林整備事業を実施するとともに、市民ボランティアによる植樹や下刈り、補植活動を支援し、水源涵養機能の向上を図る。

○ホタル保護活動

佐波川下流の右田中学校では、昭和49年以来、継続して毎年1～2万匹のホタルの放流を実施しており、下流域においても相当数のゲンジボタルが見られるようになってきている。また、市東部の富海地区でも、コミュニティー支援事業を契機に平成9年から地区住民がホタルの放流を行っており、生態系の保護、保全、再生に寄与している。

(2) 水辺の魅力創造

○ラブ・リバー活動

平成8年に発足した市民団体「佐波川に学ぶ会」が、佐波川体験学習や講演会開催等により愛護活動を牽引する中で、平成12年には、民間36団体と行政が「環境パートナーシップ会議」を結成し、実践活動を拡充している。

○水辺の楽校

平成15年に「佐波川小野子どもの水辺」の指定を受け、平成16年に地元住民による「小野水辺の楽校空間利用を考える会」が発足し、佐波川あぶないところマップづくりや水生生物観察会等の活動がスタートした。今後、地域の主体的取り組みによる水辺の魅力創出や空間活用をサポートしていく。

○サイクルツアー推進事業

従前から取り組んできた自転車にやさしいまちづくりが評価され、平成15年にサイクルツアー推進事業のモデル地区の指定を受けている。平成16年には学、民、産、官で組織する「サイクルツアー推進協議会」設立の市民参加型ワークショップ「佐波川物語」が開催され、山口県事業「佐波川自転車道」の整備に併せ、水辺の楽校との相乗効果を狙った川の駅・川の停留所の設置などの新しいアイデアが立案され、具現化に向けて動き出している。引き続き学、民、産、官が連携し、自転車を活用して地域の魅力を引き出し、観光、交流の促進による地域の活性化を図る。

○勘場川河川改修事業

公共下水道整備による勘場川の水質向上とともに、河川改修事業においてカラー舗装やストリートファニチャーを整備し、下流に整備済みの親水護岸等と一体となった水辺空間を創出する。さらに、10万本の植樹を目標とする地元団体「牟礼さくらの里づくり運動協議会」が川を交流・賑わいの場とするために河畔に植樹を進めていく。

○花いっぱい運動における下水道汚泥の活用

自治会、ボランティアグループ、小中学校等（約140団体）への年2回の花苗の配布や講習会等により花いっぱい運動を推進しており、併せて下水道汚泥のコンポスト化による肥料の配布を行い、汚泥の有効活用及び下水道PRに努める。

(3) 市民活動拠点施設の整備

平成15年11月に市民活動支援センターを設立し、市民活動団体間の情報交換や人材育成が始まっており、現在整備中の駅北再開発ビル内に活動の拠点施設を整備し、市民活動の裾野の拡大と活発化を促進する。

6. 計画期間

認定の日から平成22年3月末まで

7. 目標の達成状況に係る評価に関する事項

計画終了後速やかに、4に示す数値目標に照らし状況を調査、評価し、ホームページでの公表により市民の意見を募集する。また、この意見を踏まえ、必要に応じて事業の内容の見直しを図るため、庁内に関係各課長からなる委員会を設置し、計画期間終了後6月以内に事業の進捗状況や市民活動の状況等について評価・検討を行う。

8. 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

該当なし